

〈津山市版〉

学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が 確認された場合の対応ガイドライン(第2版)

令和4年2月4日
津山市教育委員会

本市の感染状況や岡山県美作保健所（以下、保健所）の業務状況等を踏まえ、迅速に対応するため、この度、本ガイドラインを改訂しました。

本ガイドラインは、オミクロン株の特性に鑑み、関係機関と相談の上、本日より適用するものです。

1 陽性判明後の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る報告（報告様式1）の提出について

児童生徒の陽性判明後、報告様式1（令和4年2月4日改訂）を教育委員会に提出すること。

(2) 行動歴の提出について

今後、接触者等を対象とした集団でのPCR検査は実施されないことから、保健所に陽性者の行動歴※を提出し、濃厚接触者の特定に協力すること。行動歴は児童生徒のPCR検査受検の報告を受けた後に準備すること。

なお、濃厚接触者については、保健所から要請された期間、自宅待機すること。

※【行動歴の主な内容】

- | |
|---|
| <p>①授業内容や休み時間におけるマスクの着用、給食の様子等（陽性者の最終登校日から2日程度遡って作成する）</p> <p>②当該学級の座席表</p> |
|---|

2 学級閉鎖について

児童生徒が登校している状況下において、学級内で陽性者が確認され、陽性者と他の児童生徒が接触していない期間が4日未満の場合、学校医及び教育委員会に相談する。その結果をふまえ、学級単位とする臨時休業（学級閉鎖）を実施する。

学級閉鎖の期間については、陽性者^{と他の児童生徒が接触していない期間が4日以上となる}よう、別紙1「学級閉鎖に係る学校の対応」により決定する。※

※陽性連絡が入った時刻によっては、当該学級の児童生徒を直ちに下校させる場合がある。

3 その他

(1) 教職員が感染した場合は、保健所の疫学調査を踏まえ、学級閉鎖等の実施を検討する。また、教職員が複数名感染するなど、教育活動を行うことが困難な場合、学校全体の臨時休業の実施を検討する。

(2) 児童生徒の感染が確認された場合の公表基準については、別紙2「児童生徒の感染が確認された場合の公表基準」による。